合併処理浄化槽の維持管理費の一部を補助します

■補助対象者

佐倉市内で**自己の居住の用に供する住宅**に設置された合併処理浄化槽(10人槽以下)の適正な維持管理を行っているかた。

※佐倉市内……公共下水道及び農業集落排水の使用可能区域は除きます。

※ただし使用可能となってから1年間は補助対象区域となります。

※適正な維持管理…**浄化槽法第11条による検査**を受けて、「**適正**」または「おおむね **適正**」の判定結果を得られたかたが対象です。

■補助金額

合併処理浄化槽1基につき、毎年1回を限度とし5,000円を補助します。 (予算がなくなり次第、受け付けは終了します)

■申請できる期間

浄化槽法第11条による検査を受検した日の翌日から起算して 3か月以内です。



■申請方法

下記の書類を生活環境課(市役所1号館5階)の窓口に持参するか、郵送してください。

- ①佐倉市合併処理浄化槽維持管理費補助金交付申請書
- ②佐倉市合併処理浄化槽維持管理費補助金交付請求書(本人名義の口座番号を記入)
- ③法第11条検査結果書又は法第11条BOD検査結果書の写し

(「不適正」と判定された場合は補助金の交付を受けることはできません)

- ④水質検査に要した費用に係る払込票兼受領証の写し
 - (受付郵便局又はコンビニエンスストアの日付印の押印のあるもの)
- ※①と②は生活環境課窓口にあるほか、佐倉市ホームページからもダウンロード可能です。



【お問い合わせ・送付先】佐倉市 経済環境部 生活環境課〒285-8501 佐倉市海隣寺町97043-484-6148(直通)